

【第十三回特別給付金の支給対象者早見表】

◆早見表の見方◆

早見表の質問に該当する場合は「はい」の矢印、該当しない場合は「いいえ」の矢印に沿って進んでください。第十三回特別給付金の支給対象となる可能性のある方は、お住まいの市区町村役場にご相談ください。

夫である戦傷病者等が、平成18年10月1日から平成25年3月31日までの間（※）に一般の怪我^{けが}や病気で死亡されましたか？

※第二十三回特別給付金の際に、新たに支給対象者となった方については「平成15年4月1日から平成25年3月31日までの間」となります。

いいえ

はい

「第二十三回特別給付金」または「第二十五回特別給付金」を受給していましたか？
（時効によって受給できなかった方も含みます）

いいえ

はい

戦傷病者等が死亡された後、平成28年9月30日までに

- ①婚姻（事実上の婚姻関係を含む）していませんか？
- ②戦傷病者等の父母、祖父母、兄弟姉妹以外の養子になっていませんか？

いいえ

はい

支給対象となる可能性があります。
お住まいの市区町村役場の援護担当課へ
ご相談ください。

対象と
なりません